

<b>記載例</b>		医療法人理事数特例認可申請書		令和6年 4月 1日	
(宛先) 松山市長		住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 松山市萱町 6 丁目 30 番地 5		申請者 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 医療法人 松山市保健所 設立代表者 松山 太郎	
医療法人の名称		医療法人 松山市保健所			
主たる事務所の所在地		松山市萱町6丁目30番地5			
理事数		2人 (定数 2人)			
開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院	名称	松山市保健所			「診療所を 1 箇所のみ開設するため」は、認可を受けるための要件であり、理由にはならない。
	所在地	松山市萱町6丁目30番地5			
常時勤務する医師又は歯科医師の数		1			
理事を 1 人又は 2 人とする理由		理事が3名以上となるように人選を行ったが、【「候補者は〇〇(例えば高校在学中)であり」or「候補者から承認が得られず」等】、今回理事適任者が2名しかいなかったため。			

注 次に掲げる書類及びその副本を添付してください。ただし、(1)から(4)までに掲げる書類は、医療法人設立認可申請書(様式第7号)又は医療法人定款(寄附行為)変更認可申請書(様式第11号)と併せて提出する場合にあっては、添付を要しません。

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 理事を 1 人又は 2 人とするに關する手続を経たことを証する書類
- (3) 医療法人の開設する病院、医療法(昭和23年法律第205号)第39条第1項に規定する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の診療科目、従業員の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類
- (4) 役員名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

通常、新規設立時に同時に申請するか、あるいは途中で認可を受けようとするときは、理事数の変更を行う必要があり、定款変更認可の申請が併せてあるため添付は要しない。